

# 和東町国土強靱化地域計画

令和5年2月

和 東 町



## 目 次

はじめに	1
1 策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 和束町国土強靱化地域計画の基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 京都府国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針	
第2章 和束町の地域特性等	5
1 地勢・成り立ち	
2 気象	
3 人口	
第3章 脆弱性評価	7
1 想定するリスク	
2 京都府における「起きてはならない最悪の事態」	
第4章 国土強靱化の推進方針	12
1 国土強靱化に関する施策分野	
2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針	
第5章 計画の推進	32
1 計画の進捗管理	
2 施策の重点化	
(別紙) 「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	34

## はじめに

### 1 策定の趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていることや東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、国においては、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」（以下、「強靱化基本法」という。）が公布・施行され、平成 26 年 6 月には、強靱化基本法第 10 条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進することとしており、平成 30 年 12 月 14 日に近年の災害の知見や施策の進捗状況を踏まえ、国土強靱化基本計画の変更を行っている。あわせて、京都府においても、京都府の国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、府民、市町村及び国、事業者等とともに強靱で安心・安全な京都府づくりを進めていくための地域計画として「京都府国土強靱化地域計画」が平成 28 年 11 月に策定されている。

このようなことから、和東町においても国や京都府の取組にあわせて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、町民、近隣市町村、府、国、事業者等とともに一体となって強靱で安心・安全な地域づくりを進めていくため、「和東町国土強靱化地域計画」を策定することとする。

なお、本計画が今後の研究成果や国・府における議論等を踏まえたものとなるよう、適宜見直しを行っていくものとする。

## 2 計画の位置づけ

和東町国土強靱化地域計画は、強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、和東町の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。

そのため、策定に当たっては、町政運営の指針である「和東町第4次総合計画」及び「和東町地域防災計画」、京都府の国土強靱化に係る諸計画との調和を図ることとする。

## 3 計画期間

概ね10年後を見据えつつ、5年間の推進期間とする。

## 第1章 和束町国土強靱化地域計画の基本的な考え方

### 1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、住民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下「大規模自然災害等」という。）の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 和束町内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

### 2 和束町国土強靱化地域計画を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりについて、東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する風水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の（1）～（4）の方針に基づき推進する。

#### （1）国土強靱化の取組姿勢

- ・ 和束町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ・ 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ・ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ・ 和束町のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

## (2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ・ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、町が中核的な役割を果たすこと。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

## (3) 効率的な施策の推進

- ・ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ・ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ・ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

## (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ・ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ・ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

## 第2章 和束町の地域特性等

### 1 地勢・成り立ち

和束町は、京都府の南部に位置し、京都市街地より南へ約30km、奈良市街地より北へ約15km、大阪市街地より東へ約40kmの距離にある。町域の北は滋賀県甲賀市、京都府宇治田原町に、南は同府木津川市、笠置町、南山城村に、西は同府木津川市、井手町に接し、東西約15km、南北約10km、総面積64.93km<sup>2</sup>である。

和束町には、淀川水系木津川の支流にあたる和束川が町域中央を北東から南西にかけて蛇行しながら流下する。和束川には北から小合谷川、大淵川、清水谷川、小瀬川、中村川、南川等の支流河川が分布する。また、町の南端部には木津川が流れ、約2km程が町域に含まれる。

地形は山地地域が町域の大半を占め、町内最高峰の鷲峰山(682m)を含む北西側の山地部は400～600mと比較的起伏量が大きく、その他は起伏量200～400mの比較的緩やかな山地である。地形が急峻であることからほとんどが山林として利用されているが、一部茶畑にも利用されている。また、和束川を中心として東西の山地部と河川沿いの低地部の間に起伏量の小さい(100m)非火山性の丘陵地が分布し、地形が比較的平坦であることから開発が進み、茶畑として広く利用されている。さらに、和束川に沿った地域には、氾濫によって形成された低平地が形成されおり、住宅、水田、主要交通(主要地方道木津信楽線)等として利用されている。

### 2 気象

和束町の気候は、山間地特有の性質を示す。気温は昼と夜の差が大きく、年間平均気温は15℃前後と温暖であり、雨量は年間1,500mm程度で、6～9月にかけて最も多く、冬季は少ない。

そのほか、降霜は早ければ10月下旬より、遅くは5月中旬に至る。

### 3 人口

和東町の人口は、昭和 30 年には戦後のベビーブームと南山城水害の災害復旧のためピーク（7,614 人）となり、その後は農山村における全国的な傾向と同様に若年層（男子）の流失が目立ち、昭和 45 年頃までは減少傾向を辿っていた。その後は平衡を保っていたが、平成 2 年から令和元年にかけては漸減傾向にある。

### 第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行い、推進すべき施策プログラムを策定する。

#### 1 想定するリスク

町民生活及び経済への影響にかんがみ、発生すれば甚大な被害が生じる地震（南海トラフ地震、直下型地震）、近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する家屋の倒壊や危険物の流出等の二次災害を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

##### (1) 地震・津波

###### ① 南海トラフ地震

30年以内の発生確率が70%～80%（令和2年1月時点）と高くなっている。南海トラフ地震については、町内での最大予測震度6弱が想定され、人的被害として、負傷者40人、建物被害として全壊20棟が想定されている。

###### ② 直下型地震

府域内外にマグニチュード7以上の地震規模を有することが予想される活断層（花折断層帯、奈良盆地東縁断層帯、琵琶湖西岸断層帯、西山断層帯、生駒断層、山田断層など）が複数存在しており、町域において、特に大きな被害を及ぼすと考えられる震源の断層についての地震の発生による被害予測は、次のとおりである。

#### 【建物被害】

震源の断層名	最大予測震度	全壊(棟)	半壊・一部損壊(棟)	焼失建物(棟)
奈良盆地東縁断層帯	7	2,423	1,557	651
生駒断層帯	6強	643	1,243	146
木津川断層帯	7	2,326	1,595	637
和束谷断層	7	1,524	1,546	418

資料：京都府地震被害想定調査（2008）

【人的被害】

震源の断層名	最大予測震度	人的被害				
		死者数 (人)	負傷者数 (人)		要救助者数 (人)	短期避難者数 (人)
				重傷者 (人)		
奈良盆地東縁断層帯	7	68	319	62	284	3,438
生駒断層帯	6強	14	115	14	64	1,579
木津川断層帯	7	64	311	60	269	3,357
和束谷断層	7	44	225	38	169	2,635

資料：京都府地震被害想定調査（2008）

## (2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

本町の風水害時の災害リスクについて、町内を4地域に分割し、以下のとおり西和東地域、中和東地域、東和東地域、湯船地域ごとにまとめる。

### ① 西和東地域

本地域は昭和28年の南山城水害時においても床上浸水戸数1戸であったように、河川沿いの集落は少なく、他地域のように浸水の危険性は高くない。

しかし、白栖、石寺地区には土砂災害の危険箇所が連続しており、豪雨時の土砂災害の危険性は高い。

### ② 中和東地域

本地域は南山城水害時には最も被害が大きく、かつての河原地区は完全に洗い流され、和東橋等も流され和東川両岸での連絡が途絶えた。

また、山間地であるので、しばしば土砂災害による建物被害が発生する。

### ③ 東和東地域

和東川に架かる橋りょうが流された場合、両岸の連絡が途絶える危険性がある。門前、中地区には河川沿いに集落があるため、浸水の危険性が比較的高く、避難経路となる道路も浸水する可能性がある。

また、土砂災害の危険箇所も点在しており、土砂災害の危険性は軽視できない。

### ④ 湯船地域

和東川上流部に位置し、下流域と比べると浸水の危険性は相対的には高くないが、集落のほとんどが河川沿いにあり、南山城水害の経験からも浸水や土砂災害の危険性は軽視できない。

また、土砂くずれ等による道路の閉塞により、孤立する危険性がある。

## 2 和東町における「起きてはならない最悪の事態」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている（強靱化基本法第17条第3項）。和東町においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8つの「事前に備えるべき目標」と和東町独自の内容を含めた36の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること  II. 和東町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること  III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること  IV. 迅速な復旧復興に資すること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
		2-6	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
3-3		東京圏の首都中枢機能の機能不全	
3-4		町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
I. 人命の保護が最大限に図られること	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
II. 和東町の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保する	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断される事態
		6-5	異常渇水等による用水の供給の途絶

持されること	るとともに、これらの 早期復旧を図る		
Ⅲ. 町民の財産 及び公共施設 に係る被害の 最小化に資す ること	7 制御不能な二次災害 を発生させない	7-1	住宅地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通 麻痺
		7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害 の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による町経済等への甚大な影響
Ⅳ. 迅速な復旧 復興に資する こと	8 大規模自然災害発生 後であっても、地域社 会・経済が迅速に再建 ・回復できる条件を 整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧 ・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う体制等の不足により 復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・ 復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れ る事態

## 第4章 国土強靱化の推進方針

### 1 国土強靱化に関する施策分野

本計画の対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の9の個別の施策分野と2つの横断的分野とする。

[ 個別施策分野 ]

- (1) 行政機能／警察・消防等
- (2) 住宅／環境
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 情報通信
- (5) 産業構造
- (6) 農林
- (7) 交通・物流
- (8) 国土保全／国土利用
- (9) 伝統・文化の保全

[ 横断的分野 ]

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策

### 2 施策分野毎の国土強靱化の推進方針

1で設定した9の施策分野毎の国土強靱化の推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）を次に示す。

これら9の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。

これらの間には相互依存関係があることから、それぞれの分野における施策の推進に当たっては、主管する課等を明確にした上で関係する地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。

[ 個別施策分野 ]

(1) 行政機能／警察・消防等

( 防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策 )

- 防災拠点施設における災害時の安心安全を確保するため、非構造部材を含めた耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策、代替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能の維持を着実に図る。

(総務課、施設所管課)

- 防災拠点としての庁舎等における行政機能を維持するため、停電時における電源を確保する。

(総務課、施設所管課)

( 災害対策本部の運営強化等 )

- 防災の総合的な計画である地域防災計画及び大規模災害の発生時において優先的に実施すべき業務等を示した業務継続計画を社会環境等の変化に応じて見直す。

(総務課)

- 初動体制を充実・強化するとともに、庁舎の強靱化を図るため、代替拠点を確保する。

(総務課)

( 応援・受援体制の強化 )

- 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール和東の連携・応援体制を構築する。

(総務課)

- 広域からの応援を受援する場合や、広域からの応援部隊が本町を中継する場合に活用される物資拠点、救助部隊の活動拠点について、拠点施設の円滑な管理、施設運営のための災害対策要員や資機材、物資等を確保する。

また、必要に応じて、「被災市区町村応援職員確保システム」(総務省)に基づき、助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣について、府を通じて、総務省に要請する。

さらに、海外からの救援部隊等の支援の受入れ体制の整備を検討する。

(総務課)

( 府・近隣市町村及び庁内各課の連携強化 )

- 防災訓練等の実施や、府が実施する防災訓練への参加、府と共同した被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に府・近隣市町村や庁内各課間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を構築する。

(総務課)

( 救助・救出活動の能力向上 )

- 正確な情報に基づき一体となった避難誘導を行うため、自治体、警察、消防と地元消防団、各区等との連携を強化する。

(総務課)

- 災害情報の収集、人命の救出、救護物資の輸送等迅速な災害救助を図るため、災害対策用ヘリコプター離着陸場等の機能強化を図る。

(総務課)

- 研修・教育等の実施により、町職員等の災害対応能力を向上させる。また、孤立する可能性がある地域を事前に把握するとともに、被災遺族、遺体の埋・火葬許可証の発行、り災証明等の対応訓練を行う。

(総務課、税住民課)

( 物資等の備蓄、供給対策 )

- 計画的な備蓄を進めるとともに、府や民間事業者等との連携により、効率的な物資の調達・提供体制を構築する。

(総務課)

( 行政における業務継続体制の確立 )

- 業務継続計画の検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映することなどにより、業務継続体制の充実を図る。

(総務課)

<重要業績指標>

- ・防災拠点施設（庁舎、指定避難所等）の耐震化 91.7% → 100% (R6) (総務課、施設所管課)
- ・自主防災組織結成数 2団体 → 3団体 (R6) (総務課)
- ・木造戸建住宅の耐震診断数 2件 → 維持（毎年度） (総務課)
- ・木造戸建住宅の耐震改修数 0件 → 2件（毎年度） (総務課)

### <主な事業>

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・防災無線設備の更新・個別受信機の更新（貸与を含む）
- ・和東小学校・和東中学校及び体育施設の長寿命化事業
- ・和東B&G海洋センターの長寿命化及び改修事業
- ・和東町体験交流センター耐震化・改修事業
- ・和東町総合保健福祉施設（社会福祉センター・国民健康保険診療所・老人福祉センター機能の集約化）整備事業
- ・和東保育園耐震補強及び改修事業
- ・和東町いきいきこども館・教育集会所の長寿命化事業
- ・水防倉庫改修事業
- ・災害用マンホールトイレ設置事業
- ・災害時情報伝達インフラ整備事業
- ・耐震性防火水槽設置事業
- ・防災拠点施設備品の充実
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・避難所備蓄備品の充実
- ・消防団・水防団設備の充実
- ・消防既存車両の計画更新（消防団積載車）

## (2) 住宅／環境

### (住宅の耐震化)

- 昭和 56 年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していないものも多いが、町民の命を守ることが最優先との観点から、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅（減災化住宅）等、耐震化を一層促進する。

(総務課、建設事業課)

- 耐震診断の必要性やその助成措置等を周知することにより耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された住宅の改修を支援するため、府と連携して、耐震改修に関する助成制度、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進する。

(総務課)

### (学校施設、保育施設の防災拠点化)

- 学校施設及び保育施設は、児童・生徒・園児等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割が求められていることから、学校設置者及び保育園施設管理者は、校舎等の長寿命化及び防災拠点としての改修等を計画的・効率的に推進する。

(福祉課、相楽東部広域連合)

#### ( 建築物、宅地等の応急危険度判定 )

- 府及び近隣市町村等と連携を図り、災害時に地震被災建築物や被災宅地の危険度判定を早急に実施できる体制を充実・強化する。

(総務課、建設事業課)

#### ( 室内の安全対策、火災発生防止対策の推進 )

- ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するなど、家具転倒防止対策やガラス窓飛散防止対策等を推進する。

(総務課)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器（住宅用火災警報器）の設置義務の啓発を図り、火災発生防止対策を進める。

(総務課)

#### ( 地震や火災に強いまちづくり等の推進 )

- 大規模地震による火災等から避難者の生命を守るため、既存建築物の耐震化や建替えなどを促進する。

(総務課)

- 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の面的な整備を、府と連携しながら推進する。

(総務課、建設事業課)

- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

(総務課)

#### ( ライフライン施設の応急復旧体制の構築等 )

- 早期の道路啓開や適切な交通規制を実施できる体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係る協力体制を継続的に確保する。

(総務課、建設事業課)

- ライフライン事業者は、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の策定等を行い、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る。

(総務課、建設事業課)

- 電気、ガス、上・下水道、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行う。

(総務課、建設事業課)

- 災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、町と各ライフライン事業者間の連携を強化する。

(総務課、建設事業課)

#### ( 下水道施設の耐震化 )

- 災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を着実に進めるとともに、老朽化が進む汲み取り便槽や単独浄化槽を災害に強い合併浄化槽へ転換する事業を推進する。

(建設事業課・農村振興課)

#### ( 上水道施設の耐震化 )

- 上水道施設の耐震化を着実に推進するため、事業者・自治体間の連携により職員の技術習得やノウハウの共有を強化する。

(建設事業課)

- 水道施設、送水管路の耐震化について、計画的に実施する。

(建設事業課)

#### ( 緊急輸送路等の確保・整備 )

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化等を推進するとともに、国や府等と連携を図りながら、法面防災対策等を着実に実施する。

(建設事業課)

#### ( 被災者の生活対策 )

- 避難所となる施設の耐震化等を推進するとともに、被災者の健康管理や避難所の衛生管理等を適切に行う体制を構築する。

(総務課、福祉課、農村振興課、相楽東部広域連合)

- 避難所等において、マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」の整備を行う。  
(総務課)

**( 迅速な被害認定調査、罹災証明の発行のための体制整備 )**

- 大規模災害時は被害が広範囲に及び、また発災直後は被害認定調査員の確保が困難となる可能性があるため、府と共同して被災者の生活再建支援システムを構築し、円滑な支援体制を整備する。  
(総務課、税住民課)

**( 生活と住居の再建支援 )**

- 被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備等、「共助」の推進に寄与する取組を支援する。  
(総務課)

- 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の宿泊施設等を利用した多様な仮住居を確保する仕組みの実効性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退きの基準をあらかじめ決めておくなど、早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。  
(総務課、建設事業課)

- 大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震保険の普及・啓発に努め、加入を促進する。  
(総務課)

**( 帰宅困難者の安全確保 )**

- 観光客を含む帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保等、支援体制を整備し、その安全を確保する。  
(総務課、地域力推進課)

**( 観光客の安全確保 )**

- 観光客支援マニュアルの整備や避難施設等の情報の提供体制を構築するなど、災害時における観光客保護対策を促進する。  
(総務課、地域力推進課)

**( 災害廃棄物処理 )**

- 廃棄物処理業者や京都府、近隣市町村等との連携を図りながら、災害廃棄物処理の適正・迅速な処理ができるような体制強化を進める。  
(農村振興課、相楽東部広域連合)

<重要業績指標>

- ・（再掲）防災拠点施設（庁舎、指定避難所等）の耐震化 91.7% → 100% (R6) （総務課、施設所管課）
- ・木造戸建住宅の耐震診断数 2件 → 維持（毎年度） （総務課）
- ・木造戸建住宅の耐震改修数 0件 → 2件（毎年度） （総務課）
- ・簡易水道施設の長寿命化計画、ストックマネジメント 未策定 → 策定 （建設事業課）
- ・下水道施設の長寿命化計画、ストックマネジメント 未策定 → 策定 （建設事業課）

<主な事業>

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・（再掲）和東小学校・和東中学校及び体育施設の長寿命化事業
- ・（再掲）和東B&G海洋センターの長寿命化及び改修事業
- ・（再掲）和東町体験交流センター耐震化・改修事業
- ・（再掲）和東町総合保健福祉施設（社会福祉センター・国民健康保険診療所・老人福祉センター機能の集約化）整備事業
- ・（再掲）和東保育園耐震補強及び改修事業
- ・（再掲）和東町いきいきこども館・教育集会所の長寿命化事業
- ・（再掲）災害用マンホールトイレ設置事業
- ・（再掲）災害時情報伝達インフラ整備事業
- ・（再掲）防災拠点施設備品の充実
- ・（再掲）避難所備蓄備品の充実
- ・（再掲）住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・住宅耐震化事業
- ・和東町共同浴場改修事業
- ・公用車管理事業
- ・学校トイレの洋式化
- ・簡易水道施設（旧西部水道地区）の送配水管及び給水管の耐震化(老朽化・耐震・長寿命化対策)
- ・下水道施設の二重化整備
- ・浄化センターの長寿命化整備
- ・マンホールポンプのネットワーク監視システムの構築

(3) 保健医療・福祉

( 医療・福祉施設の耐震化等 )

- 国保診療所をはじめとする医療施設・社会福祉施設等について、建築物・設備の耐震化及び設備のバックアップの確保を図る。また、健康総合拠点施設を新たに整備する。

(福祉課)

- 天井崩壊防止対策、消防法施行令(昭和36年政令第37号)の平成19年6月改正により義務付けられたスプリンクラー整備、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、医療・福祉施設の安全性を確保していく。

(福祉課)

#### ( 災害時の医療・救護体制の整備 )

- 国保診療所の防災機能の充実を図るとともに、京都府緊急災害医療チーム(DMAT)及び災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を広域で実施する。

(福祉課)

- 災害用医薬品について、府と連携を図り供給体制を確保する。

(福祉課)

#### ( 感染症のまん延防止 )

- 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、府と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、被災者の生活全般について衛生環境を整備する体制を構築する。

(福祉課)

#### ( 特別な配慮が必要な人への支援 )

- 災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活における介助者の確保、個別避難計画の策定等、要配慮者支援の取組を進める。
- 地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。

(総務課、福祉課)

#### <重要業績指標>

- ・ (再掲) 防災拠点施設(庁舎、指定避難所等)の耐震化 91.7% → 100%(R6) (総務課、施設所管課)

#### <主な事業>

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・（再掲）防災無線設備の更新・個別受信機の更新（貸与を含む）
- ・（再掲）和束町総合保健福祉施設（社会福祉センター・国民健康保険診療所・老人福祉センター機能の集約化）整備事業
- ・（再掲）和束保育園耐震補強及び改修事業
- ・（再掲）防災拠点施設備品の充実
- ・（再掲）避難所備蓄備品の充実

#### （4）情報通信

##### （町民への通信手段の確保）

- 防災関係機関相互の情報共有と町民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点のネットワーク化等、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。

（総務課）

- 安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、Wi-Fi環境を避難所等に整備する。

（総務課、施設所管各課）

##### （災害危険情報の収集・伝達体制の確立）

- 町民が災害時に迅速・的確な避難行動等ができるように、防災情報の入手方法について広報する。

（総務課）

- 緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム（J-ALERT）をはじめ、地上デジタル放送、町ホームページ、光BOX等、多様な情報伝達手段を確保する。

（総務課）

##### <重要業績指標>

- ・光BOX個別受信機の設置数 450機 → 600機(R6) （総務課）

##### <主な事業>

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・（再掲）防災無線設備の更新・個別受信機の更新（貸与を含む）

- ・光BOXによる情報発信事業
- ・町内公共施設（避難所等）Wi-Fi環境整備事業

## (5) 産業構造

### ( 地域産業の活力維持 )

- 府と連携を図りながら、発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう準備を進める。

(地域力推進課、農村振興課)

### ( 観光業や農林業の風評被害対策 )

- 正しい情報の迅速・的確な提供や観光客等の誘客キャンペーンの実施、町内産農産物の販売促進等により、災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

(地域力推進課、農村振興課)

### ( 交通・物流施設の耐災害性の向上 )

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や府等と連携を図りながら、橋梁の耐震化や法面防災対策を計画的に推進していく。

(建設事業課)

### ( ライフライン施設の整備 )

- 経済活動が機能不全に陥らないよう、ライフラインに係る施設の耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行うとともに、行政・事業者間で連携しながら効果的な復旧方策について検討する。

(建設事業課)

#### <重要業績指標>

- ・(再掲)簡易水道施設の長寿命化計画、ストックマネジメント 未策定 → 策定(建設事業課)
- ・(再掲)下水道施設の長寿命化計画、ストックマネジメント 未策定 → 策定(建設事業課)

#### <主な事業>

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・(再掲)簡易水道施設(旧西部水道地区)の送配水管及び給水管の耐震化(老朽化・耐震・長寿命化)

対策)

- ・ (再掲) 下水道施設の二重化整備
- ・ (再掲) 浄化センターの長寿命化整備
- ・ (再掲) マンホールポンプのネットワーク監視システムの構築

## (6) 農林

### ( 農地・農業用施設の防災対策 )

- ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する。

(農村振興課)

- 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民の多様な参画による共同活動を継続的に支援する。

(農村振興課)

- 地すべりにより農地等が流亡・埋設するおそれのある地域について、農地等の保全のための地滑り防止対策を実施する。

(農村振興課)

### ( 資材の供給体制の整備 )

- 農林業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、農道・林道等の確保・整備を推進する。

(建設事業課、農村振興課)

### ( 森林の整備・保全 )

- 間伐等の森林施業の着実な実施と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図る。また、荒廃により災害の原因となるおそれがある森林については、要適正管理森林制度等を活用し、二次災害を防止するための対策を支援する。

(農村振興課)

### ( 町内産農産物の風評被害防止 )

- 正しい情報の迅速・的確な提供等により災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

(農村振興課)

＜重要業績指標＞

- ・農地荒廃化の抑制（農村振興課）
- ・荒廃化を防ぐ要適正管理森林の指定（農村振興課）

＜主な事業＞

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業（ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある）

- ・農業施設防災対策事業
- ・農業排水路整備事業
- ・森林間伐事業
- ・三国林道改修・改良事業

(7) 交通・物流

( 道路等の整備・耐震化 )

- 道路整備プログラム等に基づき基幹道路の拡幅・耐震補強を推進し、道路の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。

(建設事業課)

( 交通・物流施設の耐災害性の向上 )

- 道路整備プログラム等に基づき救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や府、近隣市町村等と連携を図りながら、橋梁の耐震化や法面防災対策を計画的推進していく。

(建設事業課)

- 道路整備プログラム等に基づき災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、府管理の主要幹線道路の未整備箇所の早期事業化又は整備促進を求め、広域幹線道路と一体となった道路ネットワークの形成を図る。

(建設事業課)

- 災害発生時における孤立集落の発生や長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を代替路の確保と併せて着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも治水、土石流等の対策を併せて推進する。

(建設事業課)

<重要業績指標>

- ・道路改良率 50% → 改良 (建設事業課)

<主な事業>

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業 (ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・京都府実施事業の推進
  - ・国道 163 号 (木津川市加茂町銭司地区～和束町木屋地区)
  - ・府道宇治木屋線 (犬打峠)
- ・和束町実施事業の推進
  - ・中溝学校線 (釜塚)
  - ・撰原下島線 (撰原)
  - ・舟尾八王寺線 (別所)
  - ・白栖撰原線 (白栖)
  - ・半田線 (釜塚)
  - ・西和束木津線 (石寺橋) (石寺)
  - ・鷲峰山線 (祝橋) (中)
  - ・湯船朝宮線 (湯船)
  - ・白栖加茂停車場線 (白栖)
  - ・口杣田上杣田線 (杣田)
  - ・生水線 (杣田)
  - ・和束笠置線 (杣田)
  - ・中杣田赤岩線 (杣田)
  - ・大杉線 (中)
  - ・中出二線 (石寺)
  - ・石寺学校線 (石寺)
  - ・東出北山線 (石寺)
  - ・長尾上出線 (石寺)
  - ・久保中黒線 (石寺)
  - ・園区線 (園)
  - ・西和束笠置線 (長井橋) (白栖)

(8) 国土保全／国土利用

( 安心・安全を実現する国土利用 )

- 災害リスクの高い地域について、規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限するとともに、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等について災害リスクの低い地域への立地を進める。  
(総務課、各施設所管課)

#### ( 総合的な治水対策 )

- 近年、気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生していることから、国、府等と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、総合的治水対策を一層推進する。  
(総務課、建設事業課)
- 河川については河道の掘削や築堤等のハード対策を、府と連携しながら推進する。  
(建設事業課)
- 農地・農業用施設における治水対策に貢献する整備や地域の取組への支援、森林の雨水貯留浸透機能の確保、土地の遊水機能の維持に努める。  
(総務課、農村振興課)
- 公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水設備の整備、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域防災力の強化といった対策を行う。  
(総務課、各施設所管課)

#### ( 河川、海岸、下水道等施設の整備・耐震化 )

- 河川整備については、府による和東川の治水対策の強化や、その他河川の浸水を防ぐための治水対策を推進する。  
(建設事業課)
- 下水道施設の雨水対策については、公共下水道の雨水幹線や雨水貯留施設の整備を促進するとともに、府と連携して住宅等への雨水貯留タンクの設置を推進する。  
(総務課、建設事業課)

#### ( 洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策 )

- 各種ハザードマップの作成(情報の随時追加を含む)をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、町民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。  
(総務課)

( 総合的な土砂災害対策 )

- 府が実施するハード対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに町民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、府と連携しながら、土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、町民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

(総務課)

( 土砂災害に備えたハード整備 )

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を推進するよう、府に要望する。

(建設事業課)

( 緊急避難場所・避難所の整備等 )

- 指定緊急避難場所・指定避難所を明確にし、町民への周知を図るため、ハザードマップの更新等に取り組む。

(総務課)

( 地籍調査の推進 )

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を積極的に推進する。

(建設事業課)

<重要業績指標>

- ・ (再掲) 防災拠点施設 (庁舎、指定避難所等) の耐震化 91.7% → 100% (R6) (総務課、施設所管課)
- ・ 木造戸建住宅の耐震診断数 2件 → 維持 (毎年度) (総務課)
- ・ 木造戸建住宅の耐震改修数 0件 → 2件 (毎年度) (総務課)
- ・ (再掲) 下水道施設の長寿命化計画、ストックマネジメント 未策定 → 策定 (建設事業課)
- ・ 主要準用河川河道堆積率 30%以下 (建設事業課)

<主な事業>

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業 (ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・（再掲）和東小学校・和東中学校及び体育施設の長寿命化事業
- ・（再掲）和東B&G海洋センターの長寿命化及び改修事業
- ・（再掲）和東町体験交流センター耐震化・改修事業
- ・（再掲）和東町総合保健福祉施設（社会福祉センター・国民健康保険診療所・老人福祉センター機能の集約化）整備事業
- ・（再掲）和東保育園耐震補強及び改修事業
- ・（再掲）和東町いきいきこども館・教育集会所の長寿命化事業
- ・（再掲）災害用マンホールトイレ設置事業
- ・（再掲）災害時情報伝達インフラ整備事業
- ・（再掲）防災拠点施設備品の充実
- ・（再掲）避難所備蓄備品の充実
- ・（再掲）住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・河川整備事業
  - ・ 杣田川（杣田）
  - ・ 坊川（中）
  - ・ 園川（園）
  - ・ 舟尾川（別所）
- ・ 地籍調査事業

## （9）伝統・文化の保全

### （文化財の保護・保全）

- 町内の歴史文化遺産が適切な管理のもとで保存・継承されるよう、文化財の現状確認とデータベース化を進める。  
(相楽東部広域連合)
- 重要な歴史文化財について、指定文化財としての指定を進める。  
(相楽東部広域連合)

### （文化財の防火対策）

- 文化財所有者等は、自動火災報知設備、消火設備等の防災設備の整備を進め、町は、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう防火講習会等を実施し、文化財レスキュー体制等の構築を推進する。  
(相楽東部広域連合)

[ 横断的分野 ]

## （1）リスクコミュニケーション

( 災害危険情報の提供 )

- 町民があらかじめ、地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自ら安全を確保する行動がとられるよう、マルチハザード情報提供システムの周知を図る。

(総務課)

( 町民に対する教育・訓練 )

- 和東町全体の防災力を向上するため、消防団員等の防災の担い手として活動する人材を育成し、多様な機会を通して町民に正しい防災知識の普及を図る。

(総務課)

- 将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施する。

(相楽東部広域連合)

- 町民等が参加した実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強化する。

(総務課)

( 地域の「つながり」の強化 )

- 救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。

(総務課)

( 自主防災組織の活動促進 )

- 自主防災組織及び地域防災活動に取り組む各区等が行う、消防団等と連携した危険箇所の把握、有用情報の調査、地域の防災マップ、地区防災計画の素案の作成や防災訓練等を促進するとともに、自主防災リーダーの育成を進める。

(総務課)

( 消防団の活性化 )

- 消防学校による消防団員の教育訓練や大学生の取組支援、消防団員OBの活用等、消防団が活発に活動する地域づくりを府と連携して進めるとともに、実践的な訓練を取り入れ、救助等専門チームを設置するなど消防団の機能強化を図る。

(総務課)

( N P O ・ ボ ラ ン テ ィ ア と の 連 携 強 化 )

- 災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から府、京都府災害派遣福祉チーム（DWA T）、社会福祉協議会、N P O、ボランティア団体等が相互に連携し、ネットワークを構築する。

(福祉課)

- 災害時に各地から集まるN P Oやボランティアの受入れ、適材適所への配置や、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるスタッフを専門分野毎に重層的に養成する。

(福祉課)

( 迅 速 な 応 急 復 旧 等 に 向 け た 応 援 協 力 体 制 の 確 保 等 )

- 災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

(建設事業課)

<重要業績指標>

- ・ (再掲) 光B O X個別受信機の設置数 450 機 → 600 機 (R6) (総務課)
- ・ (再掲) 自主防災組織結成数 2 団体 → 3 団体 (R6) (総務課)
- ・ 和東町建設組合の育成 (強化) → 継続 (建設事業課)

<主な事業>

- ・ (再掲) 防災無線設備の更新・個別受信機の更新 (貸与を含む)
- ・ (再掲) 光B O Xによる情報発信事業
- ・ (再掲) 耐震性防火水槽設置事業
- ・ (再掲) 消防団・水防団設備の充実
- ・ (再掲) 消防既存車両の計画更新 (消防団積載車)
- ・ 和東町建設組合との連携事業の実施

(2) 老朽化対策

( 安 心 ・ 安 全 に 係 る 社 会 資 本 の 適 正 な 維 持 ・ 更 新 )

- 一般財団法人京都技術サポートセンターを活用し、アセットマネジメン

トによる効率的・効果的な施設管理を推進するとともに、今後急増するインフラ補修に対応するため、大学等教育機関とも連携し、町内企業の技術力強化を図る。

(建設事業課)

- 町民が安心して公共施設等を利用できるよう、特に危険性が高い箇所等について修繕等の適切な対応を行うとともに、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで安全に使用することができるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保する。

(施設所管各課)

<重要業績指標>

- ・ 橋梁の長寿命化率 10% → 75% (建設事業課)
- ・ 橋梁大規模修繕実施数 0 橋 → 2 橋(R6) (建設事業課)

<主な事業>

計画期間内に実施が見込まれる町内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・ (再掲) 和東小学校・和東中学校及び体育施設の長寿命化事業
- ・ (再掲) 和東B&G海洋センターの長寿命化及び改修事業
- ・ (再掲) 和東町体験交流センター耐震化・改修事業
- ・ (再掲) 和東町総合保健福祉施設(社会福祉センター・国民健康保険診療所・老人福祉センター機能の集約化)整備事業
- ・ (再掲) 和東保育園耐震補強及び改修事業
- ・ (再掲) 和東町いきいきこども館・教育集会所の長寿命化事業
- ・ (再掲) 簡易水道施設(旧西部水道地区)の送配水管及び給水管の耐震化(老朽化・耐震・長寿命化対策)
- ・ (再掲) 下水道施設の二重化整備
- ・ (再掲) 浄化センターの長寿命化整備
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画策定事業
- ・ 舗装維持修繕計画策定事業

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を各課横断的に構築して、推進方針で設定した重要業績指標の目標値を用いた評価・検証を行うとともに、施策等の見直しをPDCAサイクルの実践により適切に行う。

本計画の推進にあたっては、リーサス（RESAS）等ビッグデータを活用しながら、国、京都府、近隣市町村、防災関係機関、町民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体と連携・協働していく。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）への水・食料等の供給不足
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	2-6	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	3-4	町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	下水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断される事態

早期復旧を図る		
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う体制等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 2 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで、町が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、「起きてはならない最悪の事態」の中から和束町として特に回避すべき事態を以下のとおり選定した。

この特に回避すべき事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

(別紙) 「起きてはならない最悪の事態」 毎の脆弱性評価の結果

## 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

### 1-1 住宅密集地における火災による死傷者の発生

#### (住宅・建築物等の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、35.7% (平成 29 年) と低い値となっているため、町民の命を守ることが最優先との観点から、和束町建築物耐震改修促進計画 (平成 22 年 3 月策定、平成 29 年 7 月改訂) に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅 (減災化住宅) 等、耐震化を一層促進する必要がある。

(総務課)

- 医療施設、社会福祉施設、社会体育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。

(施設所管各課)

- 町営住宅については、建替え等により、耐震化・不燃化を進めるとともに、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、安全性を確保していく必要がある。

(建設事業課)

#### (地震や火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模地震による住宅地火災のリスクが高い危険な住宅密集地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の面的整備を府と連携しながら推進する必要がある。

(総務課、建設事業課)

- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。

(総務課)

#### (被災建築物の危険度判定)

- 地震発生後の二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定を速やかに実施できるよう、近畿府県や近隣市町村等と連携を図り、体制の充実・強化を推進する必要がある。

(総務課、建設事業課)

#### (火災発生の防止対策)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を町民に啓発する必要がある。

(総務課)

<指標・現状値>

- ・防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化率 75.0% [総務課]
- ・住宅の耐震化率 35.7% (H29) [総務課]

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(不特定多数者が利用する施設の耐震化等)

- 医療施設、社会福祉施設、社会体育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)

(施設所管各課)

- 和束町建築物耐震改修促進計画を推進する必要がある。

(総務課)

(火災発生の防止対策)

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を町民に啓発する必要がある。(再掲)

(総務課)

<指標・現状値>

- ・(再掲) 防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化率 75.0% [総務課]
- ・(再掲) 住宅の耐震化率 35.7% (H29) [総務課]

1-3 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水

(総合的な治水対策の推進)

- 和束町では、過去に浸水被害を経験していることから、河川における河道の掘削や築堤や、下水道施設の整備等のハード対策を府と連携して着実に進める必要がある。また、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水ハザードマップの作成や、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行うことにより、計画規模を超える豪雨等にも対処できる総合的な治水対策を国、府、近隣市町村と連携しながら一層推進する必要がある。

(総務課、建設事業課)

(河川、下水道等施設の整備推進)

- 河川整備については、洪水を安全に流下させるための河道の掘削・築堤・護岸の工事等の治水対策を府と連携して進める必要がある。

(建設事業課)

- 下水道施設の雨水対策については、公共下水道の雨水幹線や雨水貯留施設の整備を

促進する。

(建設事業課)

**(河川、下水道施設等の整備、維持管理等)**

- 河川堤防、樋門等の河川管理施設について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、異常豪雨時等にも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設事業課)

**(農業用水利施設の防災対策)**

- ため池等農業用水利施設の点検とこれを踏まえた施設の耐震化等のハード対策を実施するとともに、管理体制の強化も一体的に推進していく必要がある。

(農村振興課)

**(ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)**

- 各種ハザードマップの作成をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、町民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。

(総務課)

**<指標・現状値>**

- ・洪水ハザードマップの作成 更新 (R1) [総務課]

**1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態**

**(総合的な土砂災害対策の推進)**

- 町内には、府が指定した 135 箇所の土砂災害警戒区域・特別警戒区域があるため、砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策の着実な実施を府に要望するほか、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、町民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。

(総務課、建設事業課)

**(土砂災害対策のハード整備)**

- 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の一層の整備の推進を府に要望する。

(建設事業課)

<p>(災害に強い森林づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 間伐等の森林施業の着実な実施と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図る必要がある。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(農村振興課)</p>
<p>&lt;指標・現状値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害ハザードマップの作成 更新 (R1) [総務課]</li> </ul>

<p>1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>
<p>(災害に強い情報通信基盤の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 迅速かつ的確な避難に役立てるため、水位計・防災カメラ等から得られる防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する必要がある。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災関係機関相互の情報共有と町民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点のネットワークの構築、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する必要がある。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>
<p>(災害時の通信サービスの確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自家発電機や予備蓄電池の設置等、電源確保を促進する必要がある。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>
<p>(二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気・ガス供給施設、上下水道施設、廃棄物処理施設、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び町民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(総務課、建設事業課)</p>
<p>(関係機関等による情報連絡体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急時の連絡体制を強化するとともに、警察や消防等の防災関係機関による非常通信設備の維持等を図る必要がある。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>

## 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

<p>2-1 被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p>
<p>(緊急物資備蓄の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要量を確保できる備蓄倉庫を整備し計画的な備蓄を進めるとともに、町民や企業に対しては、3日分(可能であれば1週間分)の備蓄推奨に係る啓発を実施する必要がある。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給水車の整備等、応急給水の確保体制を強化する必要がある。</li> </ul>

(建設事業課)

**(避難所への支援物資の適切な輸配送)**

- 物資の確保・調達及び輸配送について府と連携した体制を構築する必要がある。

(総務課)

**(緊急輸送路等の整備、維持管理等)**

- 交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。

(総務課、建設事業課)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化や法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を国や府等と連携しながら着実に実施する必要がある。

(建設事業課)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、新名神高速道路をはじめとした高速道路や国道、府道における主要幹線道路の整備促進を国や府に求めていく必要がある。

(建設事業課)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路の橋梁について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

(建設事業課)

- 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等のために必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念があることから、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

(建設事業課)

**(災害復旧に係る協力体制の強化)**

- 関係機関や企業等と災害時応援協定を締結し、連携訓練を実施するなど、物資供給に係る協力体制を強化する必要がある。

(総務課)

**(避難所の体制確保)**

- 避難所の運営体制を整備するとともに、学校、各区等と連携して避難所開設時の初動体制確保のための訓練を促進する必要がある。

(総務課、相楽東部広域連合)

- 避難所にWi-Fi設備や太陽光発電等をさらに整備するとともに、飲料水、電気、ガス、通信等が確保できる体制を整備する必要がある。

(施設所管各課)

<指標・現状値>

- ・災害時応援協定の締結 8 協定 [総務課]
- ・道路改良率 50% [建設事業課]

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立可能性地域の災害対応体制の整備)

- 孤立集落の発生に備え、集落単位の避難収容計画を策定し、通信手段の確保、救出・救助資機材、車両の整備、救出・救助訓練の実施等、対応能力の向上を図る必要がある。

(総務課)

(集落の孤立を防止するための道路ネットワークの整備等)

- 災害発生時における孤立集落の発生やその長期化を防止するため、人や物資等の緊急輸送や避難に係る交通が確実に確保されるよう、生命線となる道路の整備を府と連携して着実に進めるとともに、重要な道路を守るためにも治水、土石流等の対策を着実に推進する必要がある。

(建設事業課)

- 孤立した集落への救援ルートとなる道路の啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保する必要がある。

(建設事業課)

(孤立集落支援ルートの整備、維持管理等)

- 孤立した集落への救援ルート上にある橋梁、トンネル、擁壁等について、災害発生直後でもこれら機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていくよう府に求めていく必要がある。

(建設交通部)

(救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等の広域受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や府、近隣市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

(総務課)

- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊 (広域警察航空隊)、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強化を図る必要がある。

(総務課)

<指標・現状値>

- ・臨時ヘリポート数 1 箇所 [総務課]

## 2-3 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### (救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の広域受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や府、近隣市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。（再掲）  
(総務課)
- 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊（広域警察航空隊）、消防、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強化を図る必要がある。（再掲）  
(総務課)

### (防災拠点の耐震化)

- 防災拠点施設となる避難所等の耐震化を計画的に推進する必要がある。  
(施設所管各課)

### (消防人材の確保・育成)

- 消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や府立消防学校による消防団員の教育訓練、救助等専門チームの設置等によりその機能強化を図り、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。  
(総務課)

### (地域防災力の充実・強化)

- 町民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。  
(総務課)
- 地域毎に意見交換しながら地区防災計画を作成し、各区や消防団、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。  
(総務課、相楽東部広域連合)
- 指導者向けに、防災教育を含む学校安全研修等を継続して実施するなど、教職員の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。  
(相楽東部広域連合)
- 災害ボランティアセンター機能を強化・充実するとともに、自主防災リーダーや災害ボランティアを育成し、地域防災力を高める必要がある。  
(総務課)

### <指標・現状値>

- ・ (再掲) 防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化率 75.0% [総務課]
- ・ 自主防災組織の組織数 2組織 [総務課]

## 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

### (災害時におけるエネルギーの確保)

- 国保診療所においてエネルギーが長期途絶の場合には、関係機関との連携により緊急的な燃料供給が可能となるよう、エネルギー確保に努める必要がある。

(福祉課)

### (緊急輸送路等の整備、維持管理等)

- 交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。(再掲)

(総務課、建設事業課)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を国や府等と連携しながら着実に実施する必要がある。(再掲)

(建設事業課)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、新名神高速道路をはじめとした高速道路や国道、府道における主要幹線道路の整備促進を国や府に求めていく必要がある。(再掲)

(建設事業課)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路の橋梁について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(建設事業課)

### <指標・現状値>

- ・ (再掲) 災害時応援協定の締結 8協定 [総務課]
- ・ (再掲) 道路修繕率 50% [建設事業課]

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足

### (避難所の耐震化)

- 避難所の耐震化・防災拠点化を進める必要がある。

(施設所管各課)

### (帰宅困難者対策)

- 町、関係事業者と警察、消防等の実動組織が連携し、地域に応じた帰宅困難者対策を推進し、円滑な支援対策を行うとともに、企業等に対しては従業員の帰宅困難者対策の重要性を啓発し、対策を促す必要がある。

(総務課)

- 府と連携し、災害時帰宅困難者に係る支援協定の締結事業者をさらに拡大していく必要がある。

(総務課)

#### (観光客対策)

- 観光客支援マニュアルの整備や訓練等の実施、避難施設等の情報提供体制を構築するなど、災害時における観光客保護対策を促進する必要がある。

(総務課、地域力推進課)

- 外国人観光客に対しては、わかりやすい日本語や多言語による情報提供を行う必要がある。

(総務課、地域力推進課)

#### <指標・現状値>

- ・ (再掲) 防災拠点施設 (庁舎、避難所等) の耐震化率 75.0% [総務課]

### 2-6 医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

#### (町内医療機関等の耐震化)

- 町内全ての医療機関、社会福祉施設の耐震診断及び耐震改修を促進する必要がある。

(福祉課)

#### (特別な配慮が必要な人への支援)

- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーや福祉専門職からなる災害派遣福祉チームの養成を充実させる必要がある。

(福祉課)

#### (災害時の医療・救護体制の整備)

- 医療機関の被害状況の把握体制や救護所への応援体制、医薬品・医療用品の確保体制を強化する必要がある。

(福祉課)

- 府と連携し、ドクターヘリ等を活用した重症患者の広域搬送体制を構築するため、運用計画の策定、訓練への参加等を行い、災害対応能力の向上を図る必要がある。

(福祉課)

#### (緊急輸送路等の整備、維持管理等)

- 交通安全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定の締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路を確保する必要がある。(再掲)

(総務課、建設事業課)

<p>○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を国や府等と連携しながら着実に実施する必要がある。（再掲）</p> <p style="text-align: right;">（建設事業課）</p> <p>○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、新名神高速道路をはじめとした高速道路や国道、府道における主要幹線道路の整備促進を国や府に求めていく必要がある。（再掲）</p> <p style="text-align: right;">（建設事業課）</p> <p>○ 物流機能を維持するため、緊急輸送道路の橋梁について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。（再掲）</p> <p style="text-align: right;">（建設事業課）</p>
<p>&lt;指標・現状値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（再掲）防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化率 75.0% [総務課]</li> <li>・（再掲）・災害時応援協定の締結 8協定 [総務課]</li> <li>・（再掲）道路修繕率 50% [建設事業課]</li> </ul>

<p><b>2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</b></p> <p><b>（被災地・避難所の衛生管理）</b></p> <p>○ 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（総務課、福祉課、農村振興課）</p> <p>○ マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」の整備について、市町村を支援する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p> <p>○ 感染症のまん延防止のため、府と連携し、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（福祉課）</p> <p>○ 被災者等の健康管理やメンタルケアの充実を図る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（福祉課）</p> <p><b>（防疫対策）</b></p> <p>○ 感染症の発生・まん延を防ぐため、市町村等と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（福祉課）</p> <p><b>（下水道施設の耐震化）</b></p>
---

<p>○ 災害時における汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を着実に進めるとともに、老朽化が進む汲み取り便槽や単独処理浄化槽を災害に強い合併浄化槽へ転換する事業を推進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(建設事業課・農村振興課)</p>
<p>&lt;指標・現状値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンホールトイレの整備箇所数 0箇所 [総務課]</li> <li>・下水道施設の長寿命化計画、ストックマネジメント 未策定 [建設事業課]</li> </ul>

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

<p><b>3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化</b></p> <p>(警察機能の維持対策等)</p> <p>○ 警察機能の不全に備えて、平素から交番・駐在所の移転候補地の確保することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p>○ 警察災害派遣隊の受援体制を確立する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>
---

<p><b>3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</b></p> <p>(緊急輸送交通管制施設の整備)</p> <p>○ 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや交通規制表示板、信号機電源付加装置など交通安全施設等の整備・充実を求める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>
--

<p><b>3-3 東京圏の首都中枢機能の機能不全</b></p> <p>(首都機能バックアップ)</p> <p>○ 東日本大震災の教訓から、東京圏に一極集中した首都機能の分散と被災時のバックアップの必要性が認識されたところであり、国全体の安心・安全確保の観点から、首都機能のバックアップについて、和束町が果たすべき機能・役割を検討することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p>(高速鉄道網の整備)</p> <p>○ 首都圏と関西を繋ぐ移動手段等の多様性及びリダンダシーを確立するため、北陸新幹線やリニア中央新幹線等の高速鉄道網の整備を促進する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p>&lt;指標・現状値&gt;</p>
--

・（再掲）防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化率 75.0% [総務課]

### 3-4 町職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- （庁舎等の防災拠点機能の確保）**
- 町の防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化及び災害時の電源、備蓄品等の確保を計画的に推進する必要がある。  
(総務課)
  - 町災害対策本部の機能を有する代替施設を確保していく必要がある。  
(総務課)
- （災害対策活動の初動体制の整備）**
- 災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、府や近隣市町村と連携した実践的な災害対応訓練や研修の実施、マニュアルの策定等を推進する必要がある。  
(総務課)
- （業務継続体制の整備）**
- 業務継続計画の見直しと検証を随時行い、地域防災計画にその考え方を反映するなど、業務継続体制を確立する必要がある。  
(総務課)
- （災害情報の収集体制の強化）**
- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。  
(総務課)

<指標・現状値>

・（再掲）防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化率 75.0% [総務課]

## 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- （災害に強い情報通信基盤の整備）**
- 防災拠点のネットワーク化等により、災害時の通信を確保する必要がある。  
(総務課)
- （災害情報を迅速・的確に把握するシステムの整備）**
- 災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、スマートフォンやタブレット端末等を活用し、現場から災害情報を迅速に収集する体制の構築が必要である。  
(総務課)
- （防災拠点施設等における電源の確保）**

- 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。

(総務課、施設所管各課)

#### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

##### (町民への情報伝達)

- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)防災行政無線、地上デジタル放送、町ホームページ、光BOXの活用等による警報伝達体制を拡充する必要がある。

(総務課)

- 町民が自らの確かな避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップの利活用を促進する必要がある。

(総務課)

##### (二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- 電気・ガス供給施設、上下水道施設、廃棄物処理施設、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び町民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。(再掲)

(総務課、建設事業課)

### 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

#### 5-1 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

##### (救助体制の強化)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や府、近隣市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

(総務課)

#### 5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

##### (緊急輸送路等の整備、維持管理等)

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、新名神高速道路をはじめとした高速道路や国道、府道における主要幹線道路の整備促進を国や府に求めていく必要がある。(再掲)

(建設事業課)

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや交通規制表示板、信号機電源付加装置など交通安全施設等の整備・充実を求める必要がある。(再掲)

(総務課)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路の橋梁について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮され

るよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(建設事業課)

<指標・現状値>

- ・(再掲) 道路修繕率 50% [建設事業課]

### 5-3 食料等の安定供給の停滞

#### (流通関係事業者等による連携・協力体制の拡大)

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る流通関係事業者、行政等による連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。

(総務課)

- 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや交通規制表示板、信号機電源付加装置など交通安全施設等の整備・充実を求める必要がある。(再掲)

(総務課)

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路の橋梁について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(建設事業課)

#### (資材の供給体制の整備)

- 農林業者の早期経営再建に向け、資材が安定的に供給されるよう、緊急輸送路、農道・林道等の確保・整備を推進する必要がある。

(建設事業課、農村振興課)

<指標・現状値>

- ・(再掲) 道路修繕率 50% [建設事業課]

## 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

#### (電力の確保)

- 電力供給の耐災害性を高めるため、電力施設や供給設備の耐震性の確保と電力保安用通信ルートの2ルート化を促進する必要がある。

(総務課)

#### (ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や

箇所等の調整ができるよう、平時から町と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。

(総務課、建設事業課)

## 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

### (上水道施設の耐震化)

- 上水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を推進する必要がある。  
(建設事業課)

### (ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

- 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から町と各ライフライン事業者間の連携を強化する必要がある。

(総務課、建設事業課)

## 6-3 下水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### (下水道施設の耐震化、BCPの策定・運用等)

- 汚水処理機能を確保するため、終末処理場や幹線管渠の耐震化を進めるとともに、老朽化施設の改築・更新や非常時の電源確保等を推進していく必要がある。  
また、老朽化が進む汲み取り便槽や単独処理浄化槽を災害に強い合併浄化槽へ転換する事業を推進する必要がある。

(建設事業課・農村振興課)

### <指標・現状値>

- ・ (再掲) 道路修繕率 50% [建設事業課]

## 6-4 地域交通ネットワークが分断される事態

### (輸送ルート確保の強化)

- 災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等のため、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、複数の輸送ルートの確保を図るなど整備を進める必要がある。さらに、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、無電柱化、法面対策及び治水、土石流等の対策を着実に推進する必要がある。

(建設事業課)

- 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との連携体制を維持する必要がある。

(建設事業課)

**(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)**

- 物流機能を維持するため、緊急輸送道路の橋梁について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(建設事業課)

**<指標・現状値>**

- ・ (再掲) 道路修繕率 50% [建設事業課]

**6-5 異常湧水等による用水の供給の途絶**

**(上水道施設の耐震化)**

- 異常湧水による給水停止を防ぐため、水系が異なる複数の水源を確保し、機能維持のため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を進める必要がある。

(建設事業課)

**7 制御不能な二次災害を発生させない**

**7-1 住宅地での大規模火災の発生**

**(住宅密集地対策)**

- 大規模地震による住宅地火災のリスクが高い危険な住宅密集地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の面的整備を府と連携しながら推進する必要がある。(再掲)

(総務課、建設事業課)

- 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。(再掲)

(総務課)

**(火災発生の防止対策)**

- 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を町民に啓発する必要がある。(再掲)

(総務課)

**(救助体制の強化のための耐震化)**

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を国や府等と連携しながら着実に実施する必要がある。(再掲)

(建設事業課)

**(文化財の防火対策)**

- 文化財所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練等を実施する必要がある。

(相楽東部広域連合)

- 町は、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援をする必要がある。

(相楽東部広域連合)

**<指標・現状値>**

- ・ 防災拠点施設（庁舎、避難所等）の耐震化率 75.0% [総務課]
- ・ 住宅の耐震化率 35.7% (H29) [総務課]

**7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺**

**(緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化等)**

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化や無電柱化、法面防災対策、沿道の建築物の耐震化等を国や府等と連携しながら着実に実施する必要がある。（再掲）

(建設事業課)

**7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生**

**(関係機関の連携強化と避難体制の強化)**

- 危険水位を超える出水も想定して国、府、関係機関との一層の連携強化と町民への情報提供、避難体制の強化を図る必要がある。

(総務課)

**(危険情報の収集・提供体制の確立)**

- 土砂災害、地すべり、重要施設の耐震化・液状化・排水等に係るハード・ソフト対策を適切に組み合わせ推進するとともに、河川堤防、道路・橋梁の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び町民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

(総務課、建設事業課)

**(ため池の防災対策)**

- ため池の決壊による二次災害を未然に防止するため、点検を行って必要な整備を進めるとともに、ため池管理者に対し、施設の適正な保全と地域住民を巻き込む管理体制の強化を啓発する必要がある。

(農村振興課)

**(河川管理施設等の整備、維持管理等)**

- 河川堤防、樋門等の河川管理施設について、アセットマネジメントによる適切な管

理に努め、異常豪雨時等にも施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とも連携した計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

(建設事業課)

#### 7-4 有害物質の大規模拡散・流出

##### (災害対応能力の向上)

- 警察、自衛隊、消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域受援計画の策定を進め、災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、関係各機関や府、近隣市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

(総務課)

##### (二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

- 電気・ガス供給施設、上下水道施設、廃棄物処理施設、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び町民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。(再掲)

(総務課、建設事業課)

#### 7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

##### (災害危険箇所の整備)

- 土砂災害危険箇所について、緊急性の高い箇所から整備を行うように府に求める必要がある。

(総務課、建設事業課)

##### (森林の整備・保全)

- 間伐等の森林施業の着実な実施と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図り、荒廃により災害の原因となるおそれがある森林については、要適正管理森林制度等を活用し、二次災害を防止するための対策を支援する。

(農村振興課)

##### (農地・農業用施設の保全管理)

- 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民の多様な参画による共同活動を継続的に支援する必要がある。

(農村振興課)

- 地すべりにより農地等が流亡・埋設するおそれのある地域について、農地等の保全のための地滑り防止対策を実施する必要がある。

(建設事業課、農村振興課)

#### 7-6 風評被害等による町経済等への甚大な影響

**(観光業や農林水産業の風評被害対策)**

- 正しい情報の迅速・的確な提供や、観光客等の誘客キャンペーンの実施、町内産農林産物の販売促進等により災害発生後の風評被害を防ぐための早期復興を目指した支援の仕組みや体制づくりを平時から進める必要がある。

(農村振興課)

**8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する**

**8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**(災害廃棄物の処理の推進)**

- 災害廃棄物は、一時期に大量に発生し、産業廃棄物と同様の性状のものが多く、処理施設や処理実績が乏しいため、民間建築業者等との災害支援協定締結など、迅速・適正に大量の災害廃棄物を処理できる体制を構築する必要がある。

(農村振興課、相楽東部広域連合)

- 災害発生時に発生する一般廃棄物については、平常時の体制で収集運搬し、ごみ処理施設及びし尿処理施設において処理することが困難であることが想定されるため、優先度の高い廃棄物から処理できる体制を整える必要がある。

(農村振興課、相楽東部広域連合)

**8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う体制等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**(建設業等の担い手の確保・育成等)**

- 地震、浸水、土砂災害等の災害時において、道路啓開や河川等の復旧・復興を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・確保を図る必要がある。

(総務課、建設事業課)

**8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**(地域防災力の強化)**

- 地域毎に意見交換しながら地区防災計画を作成し、各区や消防団、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。(再掲)

(総務課、相楽東部広域連合)

- 町内防災声かけ運動や防災お助けマップ作成運動、避難所再発見運動等、被害を軽減するための運動を啓発する必要がある。

(総務課)

**(防災教育の実施)**

- 毎年、全校で学校安全計画及び危機等発生時対処要領の確認・改善を促進するとともに、市町村や地域、専門家等と連携し、避難訓練への参画や防災ワークショップの実施、防災マップづくりなど、防災教育を推進する必要がある。

(相楽東部広域連合)

**(消防人材の確保・育成)**

- 消防団への加入を進めるとともに、消防団員OBの活用や府立消防学校による消防団員の教育訓練、救助等専門チームの設置等によりその機能強化を図り、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。(再掲)

(総務課)

**(警察機能の維持対策の推進)**

- 警察機能の不全に備えて、平素から交番・駐在所の移転候補地の確保することが必要である。(再掲)

(総務課)

**<指標・現状値>**

- ・ 自主防災組織の組織数 2組織 [総務課]

**8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**(緊急輸送道路等の整備、維持管理等)**

- 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、新名神高速道路をはじめとした高速道路や国道、府道における主要幹線道路の整備促進を国や府に求めていく必要がある。(再掲)

(建設事業課)

**(災害情報の収集体制の強化)**

- 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。(再掲)

(総務課)

**(地籍調査の推進)**

- 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要がある。

(建設事業課)